

西宮市保育所等入所円滑化対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、受入れ体制のある西宮市内の保育所等において、利用定員を超えて利用を希望する児童の利用を決定するにあたり必要な事項を定め、保育所等の入所円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する例による。

(1) 保育所等 法第7条第4項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、並びに認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第2条第2号に規定する幼稚園型認定こども園のうち、特定教育・保育施設であるもの

(2) 定員 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員

(利用できる児童数)

第3条 定員を超えて利用できる児童数は、市立保育所については、総定員に15%を乗じて得られる数とする。ただし、市立保育所のうち次の各号に掲げる保育所については、それぞれの年齢で利用できる人数（以下、暫定定員枠という）を定めるものとする。

- (1) 建石保育所
- (2) 学文殿保育所
- (3) 用海保育所
- (4) 浜甲子園保育所
- (5) 瓦木北保育所
- (6) 今津文協保育所
- (7) 鳴尾東保育所
- (8) 津門保育所
- (9) 甲東北保育所
- (10) 北夙川保育所
- (11) 今津南保育所
- (12) 上之町保育所
- (13) 鳴尾北保育所

2 私立保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については、各施設の規模や部屋の大きさをもとに、施設長との協議の中で定員を超えて利用できる児童数

を定めるものとする。

(配置・施設基準)

第4条 前条の規定に従い定員を超えて児童の利用を決定する場合には、市の定める保育士の配置基準及び児童1人当たりの面積基準並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）を満たすものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成11年5月1日より施行する。
- 2 「定員超え入所の取扱いについて」（平成10年4月1日実施）は廃止する。
- 3 この要綱は平成12年10月1日より施行する。
- 4 この要綱は平成13年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は平成16年4月1日より施行する。
- 6 この要綱は平成24年2月1日より施行する。
- 7 この要綱は平成29年4月1日より施行する。
- 8 この要綱は平成30年4月1日より施行する。
- 9 この要綱は令和3年9月1日より施行する。
- 10 この要綱は令和5年9月1日より施行する。